

デザインと言語

面澤弘行

1. はじめに

小論は、武蔵野美術大学に於いて筆者が担当した「言語論」の内容を通して、一般的な主題としての「デザインと言語」についての考察を行なうものである。

「言語論」は武蔵野美術大学基礎デザイン学科の3、4年生向けの専門科目として1989年度から始まり、2025年度より新たな担当者に引き継いだ科目である^{註1}。これは、前年の1988年に当時同学科の教授であった向井周太郎先生から「新たに言語論という科目を作りたい」「デザインを学ぶ学生さんのために、狭い意味での言語学ではなくより広い意味での言語論を教えて欲しい」と依頼されたものである。爾来、筆者が非常勤の定年を迎えた2025年3月までの36年間担当した。その間、筆者の学問の主軸が言語学から発達心理学・文化心理学へ、さらにコミュニケーション学へ、そしてここ約20年は社会学に起源を持つエスノメソドロジー・会話分析 Ethnomethodology/Conversation Analysis (EMCA) という領域へと変わってきた事と相俟って授業の内容は試行錯誤を繰り返してきたが、開設当初から現在に至るまで筆者が考え続けてきた問いは、「狭い意味での言語学ではない広い意味での言語論とは具体的にどのようなものか。それは狭い意味での言語学とどのように異なるのか」「デザインを学ぶ学生さんのためになる言語論とは具体的にどのようなものか」「そもそも言語・ことば^{註2}とデザインの関係はどのようなものか」という事である。

小論で扱うデザインとは、グラフィック・デザイン、プロダクト・デザイン、視覚伝達デザイン、空間デザイン、都市デザイン等々の特定の領域のデザインではなく、小から大まで、日常生活の道具／人工物のような物質的なものからシステムや制度や組織のような非物質的なものま

で、あらゆる領域に於ける、あらゆる人々のためのあらゆるデザインである。そのようなデザインのための基礎科学／実践的科学が、基礎デザイン学あるいはデザイン科学である。

2. 授業内容の概要

上述の問いへの答えのひとつが、当然とも言えるが、実際の授業である。最終的なものでは決していないが、到達のひとつの形である。

以下に筆者の担当最終年度の当該科目の構成の大枠を示す。後述するアイヌ語と日本手話については基本的に毎回の授業で行なうのでここには記していない。

- 1 【「ことば」についての鳥瞰的なイメージを持つ】
- 2 【エスノメソドロジー・会話分析】
- 3 【言語の階層性と言語学の下位分野】
- 4 【ことばの変異と言語学の広がり】
- 5 【マイノリティーとことばのデザイン】
- 6 【デザインと言語】

2.1 「ことばとはどのようなものか」を理解するための態度、方法論、知識

すべての事柄についてそれを理解するために必要な事として言える事であろうが、ことばがどのようなものであるかを理解するために必要な事は、「態度」と「方法論 methodology」と「知識」である。このみ一つで十全かどうかは分からないが、少なくともこのうちのひとつでも欠けていたら、ことばとは何かを理解する事は困難である。

「態度」とは「language awareness を高める事、即ち、ことばを気にかける態度」である。これは、ことばが私たちにとってどのような存在なのか、私たちが生きる事に具体的にどのように関わっているのかを考える事である。ことばと言うと、「外国語」「文法」「正しい言い方」など、非日常的なもの、堅苦しくて抽象的で難しいもの、あるいは、時に「自らのことばを正しくない」と思わせるもの（例えば「自分のことばは訛っていて恥ずかしい」）などの否定的なイメージさえある。しかし、実際には、ことばは、コミュニケーションをはじめとして、日常の interaction（やりとり・相互行為^{註3}）、認知・思考、アイデンティティー、

情報伝達、芸術的表現など、私たちが生きる事すべてと深い関連がある。

また、ことばは記号の一部であるので、de Saussure の semiology (記号学)、Peirce の semiotics (記号論)とも深い関連がある^{註4}。この点からも科学としてのデザイン(基礎デザイン学/デザイン科学)を学ぶ者が、ことばについて学ぶ意義がある。これも、もうひとつの意味での態度である。

ことばを理解するための「方法論」と「知識」としては、やはり言語学を核とする事にした。理由のひとつは、現代の言語学の射程が極めて広く、隣接領域まで含めると、ことばに関する主題は言語学がほぼ扱っているからである。したがって言語論の内容の検討の主な点は、デザインとの関連の中で言語学を如何に学ぶかという事となる。

言語学を核とした場合の方法論とは、母語であれ異言語^{註5}(外国語)であれ考察対象のことばを能動的に観察・分析・考察・記述し、それによって理解するための方法論である。この理解は、対象とした個別言語についての理解を超えて、ことば一般についての理解を目指すものである。知識は先ずはこの方法のための知識である。ことばを観察・分析・考察・記述するためには、常識的知識と並んで言語学の専門的知識が必要である。言語学を核としたもうひとつの理由である。

2.2 日本手話とアイヌ語を学ぶ理由

授業ではこの方法論と知識についての講義(1コマの後半)の他に、毎回、日本手話^{註6}とアイヌ語^{註7}を少しずつ学んでもらった。具体的には動画教材(『みんなの手話』NHK、全24回)と音声教材(『アイヌ語講座』公益財団法人アイヌ民族文化財団・STV(札幌テレビ)ラジオ、第1回から第27回まで)とその他の教材(主に『明晴学園』『特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター(Bilingual Bicultural Education Center for Deaf Children: BBED)』『公益財団法人アイヌ民族文化財団』のサイト)を事前に学習したのち質問・コメントを提出してもらい、これに基づいて授業時(1コマの前半)に解説した。

日本手話、アイヌ語を学んでもらうという方法は、実際かなり特殊な方法である。筆者は、アイヌ語や日本手話の専門家ではないし、言語学を学んだ者としてこれらの言語に対して多少の見通しの良さはあるもの

の、これらの言語に関する言語学的知識を充分に有しているわけではない。したがって、学生たちと一緒に学んでいこうという姿勢である。このようなやり方には批判もあるだろうが、一方で、他の教員でも基本的には可能という利点もあると考えている。

このような方法が言語論にとって唯一のものでもないし最上のものでもない。しかし、このふたつの言語を選んでそれを学んでもらう事には筆者のことばについての基本的な考え方と「言語論」という授業がどうあるべきかについての考え方が反映している。以下ではその事を詳細に述べる。

2.2.1 実践的理由

ことばを気にかける態度は同時に能動的なものである事が必要である。ことばを能動的に考えるには、新しいことば（異言語）を実際に学びながら、そのことばについて具体的な疑問を持ち、その疑問について自ら考え、自分なりの答えを発見する事がなによりである（これは筆者が学生の時に千野榮一東京外国語大学教授（当時）から言われたことばでもある）。これがひとつ目の理由である。これは、ことばや言語学を学ぶ上でのある意味に於ける実践的な理由である。

2.2.2 文化との関わり

ふたつ目の理由は文化に関わる事である。ここで文化と呼ぶものには社会、歴史、制度、慣習、規範等々有形無形の極めて広い範囲のものが含まれる。このような意味での文化とことばは密接に結びついている（もちろんことばも文化の一部であるが、分かりやすく説明するためにここでは一応分けられるものとして述べている）。したがって、ことばを学び、ことばについて考えるには、そのことばが使われている文化についても多くの事を知る必要がある。視覚言語には「ろう文化」^{1) 2) 3)}ということばが示すように、聴者の文化とは異なる文化が存在し、その文化の具体的な側面は多くの点で視覚言語そのものと関わっている。教材としたNHKの講座も、ことばのみでなく、ろう文化の紹介にも力を入れている。アイヌ語の場合も、その文化は和人のそれとは大きく異なっており、視覚言語と同様に、アイヌ語とアイヌ文化は分かち難く結びついている。教材としたラジオ講座もアイヌ文化の紹介とアイヌ文化

とアイヌ語の結びつきについて詳細に説明している。

2.2.3 ことばの身体性

みつつ目の理由はことばの身体性に関わる事である。上述のように手話言語は入力感覚様相の側面からは視覚言語と呼ぶべきものであるが、表出方法の側面からは「空間言語」と呼ぶ事が可能である。概略的には、視覚言語は手指の形・位置・動きの方向というみつつの要素の組み合わせによって形態素や語が表わされ、それらが聴覚言語と同じように時間軸上に配置される事で内部文法^{註8}（形態論）や外部文法（統語論）が表わされる。これらの言語記号（おもに、形態素と語）では、「示すもの signifiant」と「示されるもの signifié」の間の恣意性が、聴覚言語に比べて相対的に低い傾向が見られる。例えば、日本語の「壊れる」にはほぼ対応する日本手話の語は、語源的には「棒状の物が折れる」様子を表わしていると考えられる。とはいえ、これらが所謂身振りではなく「言語」である事、恣意性の低さはあくまでも相対的なものである事、聴覚言語話者の語彙の習得にとって語源が必ずしも重要ではないのと同様に、視覚言語話者にとって語源は必ずしも重要ではない事、これらの事は重要である。また、一部の動詞ではその主語・目的語を示す人称変化は、話し手（1人称）・聞き手（2人称）・それ以外（3人称）の方向への利き手の移動によって、即ち、実際の空間内の布置に対応する形で表わされる（日本手話に見られるこのような主語と目的語を動詞の変化によって示すという文法構造は日本語にはまったく見られないものである。一方で、使われる形式は異なるが、アイヌ語に於いても見られるものである。この事は言語の多様性と共通性の両側面を実際の言語の例によって学ぶという事の好例である）。これに対して、聴覚言語に於いて動詞の人称変化を表示する形態素は実際の空間内の配置とは関係がない。このような、恣意性が相対的に低く空間性が高い表出方法が手話言語に於ける身体性として観察される^{註9}。

また、時間軸上に線状的に配置される事で示される内部文法（形態論）や外部文法（統語論）に加えて、聴覚言語に於ける韻律情報と同様に、視覚言語に於いても、非線状的に、顔の動き（おもに眉、目、口の動き）によって、「感情」と結びついた「表情」ではない）文法上の情報として、極性疑問文である事や、動詞の時制や様態（「だったら～す

る」「しっかり～する」を表わす事もあるし、上半身の体勢によって（例えば全体に「少し縮こまるような」体勢によって）「丁寧さ」を示すような事もある。これらは、必ずしも恣意性が低いわけではないが、手話言語の空間的・身体的特性である。

一方、聴覚言語にも別の側面での身体性がある。聴覚言語の出力は音声であり、これは肺、声帯、鼻腔、口腔（内の舌・口蓋・歯茎・歯・唇）という身体器官によって作り出される。異言語を学ぶ事で語彙や文法の多様性に気づく事が可能であり、上の例では手話言語の空間性、身体性に気づく事が可能となっていた。語彙や文法と同様に、音声も言語ごとに異なっており、アイヌ語を具体的に学ぶ事によって、母語にない音声を音声学の枠組みのもとで学ぶ事が可能となり、母語のみでは気づく事が難しい音声の身体性に気づく事が可能となる。視覚言語であれ聴覚言語であれ、ことばは身体を使って作られているという基本的な事に気づく事は極めて重要である。現代の聴覚言語の多くは「文字」即ち書記システムを持つ。しかしながらこれはあくまでも音声を基盤とする二次的な出力方法である。

視覚言語と聴覚言語の身体性に気づく事は、ことばを超えてコミュニケーションや相互行為に於ける身体性に気づく契機となる。このような身体性は、近年では EMCA に於いて多様相性 multimodality と多感覚性 multisensoriality として注目されている主題である。

2.2.4 ことばの平等性 equality :

経験的事実としての平等性と倫理的平等性（言語権）

よつつ目の理由は、言語学に於ける「すべてのことばは平等である」という学問上の強い前提に基づいている^{註10}。この前提には少なくともふたつの側面がある。ひとつの側面は「地球上のすべての言語の構造の複雑さは（同一ではないが）平等である」という経験的な事実に基づくものである。もうひとつの側面は「地球上のすべての人には平等に基本的人権があり、そのような基本的人権を有する人々の集団である個々の言語共同体で使われるすべての言語の価値は原理的に平等である」という倫理的なものである。この考え方に基づいたものが「言語権」であり、これは基本的人権のひとつである。言語権は言語共同体全体の権利であると同時に、その言語共同体に属する個人の権利でもある。

このふたつの側面についてリアリティーをもって理解するために、このふたつの言語を選んだ。

2.2.4.1 経験的事実としての構造的平等性

ひとつ目の側面である構造に関して、このふたつの言語は、日本語^{註11}や英語、現代の日本で比較的よく知られている幾つかのヨーロッパの言語^{註12}、中国語^{註13}や朝鮮語^{註14}などとは、音声・音韻・内部文法(形態論)・語彙・外部文法(統語論)・意味などのすべての側面に於いて大きく異なる複雑さを持つ言語であり、このふたつの言語どうしの構造も異なっている^{註15}事がここでは重要である(ここで問題としている構造は言語記号の組み立てられ方の事であって、みっつ目の理由として述べた身体性に関わる側面とは別の側面である)。この構造面の平等性^{註16}というひとつ目の側面は、価値的・倫理的平等性というふたつ目の側面の基礎となるものである。

2.2.4.2 倫理的平等性：基本的人権としての「言語権」

ふたつ目の側面は、日本手話が長い間日本語の劣った亜種であると誤解され抑圧されてきた^{註17}少数言語であり、アイヌ語が地理的政治的な意味での「日本」に於いて使われている言語のひとつであるにも関わらず和人によって征服され抑圧されてきた先住民の言語であり、現在では「消滅の危機にある言語」とされる少数言語である事である^{註18}。

2.2.5 言語相対論

言語記号に於ける「示すもの signifiant」すなわち「かたち」が言語ごとに異なっているのと同じように、「示されるもの signifié」も言語ごとに異なっている。「示されるもの」は、その言語が「言語外現実＝世界」を切り取ったものである^{註19}。つまり、言語ごとに「言語外現実＝世界」の切り取り方が異なっているのである(これを、言語学では「世界の分節化の仕方が異なる」と表現する事が多い)。言語記号に於ける「示すもの」と「示されるもの」の間の恣意性を「言語記号の第一次の恣意性」と呼び、「示されるもの」による世界の分節化が言語ごとに異なる事を「言語記号の第二次の恣意性」と呼ぶ事がある。

言語相対論(サピア＝ウォーフの仮説)と呼ばれる理論がある。簡潔

には、(1)「言語による世界の分節化の仕方はその言語の話者の認知に影響を与える」(2)「言語によって世界の分節の仕方は異なる」(3)「故に異なる言語の話者は異なる世界の認知の仕方をしている」というものである。したがって、「言語記号の第二次の恣意性」は言語相対論の基礎を為すものである^{註20}。

この理論はすべての言語について適用可能なものであるが、日本語や日本でよく知られている幾つかの言語、そして留学生にとっては自分の母語などとは、その構造、即ち、世界の分節の仕方が極めて異なっているアイヌ語と日本手話を学ぶ事で、この理論についてリアリティーをもって理解する事ができる。

文化は世界の分節の仕方、即ち、世界の認知の仕方と深く関わっている事、ことばの平等性の基盤としてことばの多様性がある事は、この言語相対論に基礎を置いている。さらに言語・文化によって本質的に世界観が異なる事、即ち、世界観に多様性がある事は、生物多様性と同様に、人類全体の資源である事から、マイノリティーの言語は、そのマイノリティーにとって重要であるだけでなく人類全体にとって貴重である事も示唆される。言語相対論が今日に於いても依然として重要なのはこのような理由によるのである。

言語相対論の基礎を為すのは「言語記号の第二次の恣意性」、即ち、「示されるもの」による世界の分節化が言語ごとに異なる事」であるので、重要なのは「示されるもの」の方であり、「示すもの=かたち」はたんに「示されるもの」に「かたち」を与えるだけであるかのようなイメージを喚起するかもしれないが、そうではない。「かたち」のない「示されるもの」をまとめ上げるのは「かたち」を持つ「示すもの」である。世界を分節化した結果としての「示されるもの」の在り方が多様性に富むのは、「示すもの=かたち」の多様性の豊さに裏付けられているものである。「示されるもの」は、たしかに多様性に富んでいるが、それでも一定程度は言語外現実の物理的環境や人間の生物学的特徴や人の認知の構造などに制約されている面が皆無とは言えないだろう^{註21}。一方、「示すもの=かたち」の方は、基本的にはそのような制約を一切受けないので、ある意味で無限の多様性を持つのである^{註22}。この事が、かたちとしての言語の多様性を生み出しているのである。

2.2.6 「マイノリティーのことば」と「受け手デザイン」

日本手話もアイヌ語も、日本という政治的・地理的領域に於いて使われてきたことばであるにも関わらず、その存在がほぼ無視されてきた、あるいは無視されてはいなくとも、それが具体的にどのようなことばであるかがほとんど知られていないことばである。このふたつのことばに於いては、それらが母語話者の数に於いて「少数言語」であると同時に、そのことばを使う共同体、より精確にはそのことばを（とりわけアイヌ語の場合は、たとえ実際には自分がそのことばを十分に使えなくとも）自分たちのアイデンティティーの拠り所のひとつとする共同体が存在し、その共同体自体が「マイノリティー」である事がその特徴である。よつつ目の理由として挙げたことばの平等性という考え方のうちのとりわけ言語権の概念と完全に分離する事は難しいが、これがいつつ目の理由である。では何故マイノリティーである事が重要なのか。

ことばには「受け手デザイン recipient design」という現象、メカニズムがある。これは言語学から生まれたものではなく、EMCAに於ける重要な概念である。「相互行為（≒会話）に於ける受け手が、「今ここ here and now」で「どのような者として」相互行為に参加しているか（と社会的規範を照らし合わせて／参照してそのように考えられるか）に合わせて、「受け手の理解に資するように」「発話の仕方をデザインする事」である。「どのような者」とは、受け手のその場での役割や立場やアイデンティティー等々の、通常は「その人に属する」と考えられているものだけでなく、その受け手がその場での相互行為についてどのような知識や態度や立場を持つかについて、送り手が社会的規範に照らし合わせて想定する事柄でもある。

「発話の仕方をデザインする」とは、ことばの様々な「かたち form^{註23}」を「資源 resource^{註24}」としてデザインする事である。ここで「受け手」の何に合わせるのかの点を上述の役割・立場・アイデンティティーや知識・態度から拡張して、「受け手の様々な、あるいはすべての側面に合わせる」とすれば「受け手デザイン」はEMCAの立場からのみでなく、より一般的に言語・ことば、さらにはコミュニケーションをEMCA以外の様々な立場から考察する場合にまで拡大する事が可能であろう。

「受け手デザイン」をこのように考えた時、「受け手」に於ける「マイノリティー性」はひとつの重要な要素である。EMCAに於ける受け手デザインは相互行為の中で常に働くメカニズムである。しかしながら、「受け手デザイン」の概念を上述のように拡張する場合には、それは常に働くとは限らず、むしろ意図的に行なわれるものとなる事がある。現代の多くの人間社会では、経済、文化、教育、法、医療、政治、宗教等々の制度のデザインの大半はマジョリティーの都合に合わせたものである。ことばは、上述の人間の生活のすべてに関わっているが故に、ことばに関わるデザインもマジョリティーの都合に合わせたものになりがちである^{註25}。そして、マジョリティーとマイノリティーがひとつの社会の中で暮らす時お互いが「受け手」となる。この場合、マイノリティーが一方向的にマジョリティーに対して「受け手デザイン」を行なう事が強制される事は倫理的に望ましい事ではない。むしろ、マイノリティーはマイノリティーであるが故に様々な面でしばしば不利な状況に陥らされる事を考えれば、マジョリティーがマイノリティーに対して「受け手デザイン」を行なうべきである。にも関わらず上述のように社会の様々な制度のデザインがマジョリティーの都合に合わせたものになっている現状では、マイノリティーに対する「受け手デザイン」の実践は「自然に」起こる事ではなく、意図的に行なわざるを得ない。マイノリティーに対することばの「受け手デザイン」の実践も然りである。

これは要するに、先に述べた言語権の保障とも言える。すでに述べたように言語権は基本的人権のひとつであるが、その実現は容易ではない。これは他の基本的人権の場合と同じである。実現が容易でないという事は決して現状の容認あるいは現状との妥協ではない。マイノリティーの言語権をはじめとする基本的人権やその外の様々な権利を保障する事が極めて困難である事、そればかりかそれらの権利が当然の権利であるとすら考えられていなかった／いない事は、明治期以降の琉球・沖縄県、北海道の現状、昨今の日本の移民政策の状況などを見るだけでも明らかである^{註26}。現状が困難であるが故に意図的な努力が必要であり、言語権についても同様である。

マイノリティーの様々な権利を保障するために有効な方法のひとつは、そのマイノリティーについて知る努力をする事である。そのためには、その文化や、文化を構成する要素のうちとりわけ重要なもののひとつで

あることばを知る努力をする事が必要である。ことばを知るという事はたんにそのことばが（自分とは関係のない何処かで）「存在」している事を知るだけでは充分ではない。そのことばが実際にどのようなものなのかを知る努力をする事が必要である。これが、「受け手デザイン」に於ける「マイノリティー性」が重要である理由であり、アイヌ語と日本手話の学習を行なった理由である。

アイヌ語や日本手話を学んでも、例えば英語を学んだ場合のように、試験に受かる、良い職に就ける、国外の旅行先で困らないだろうなど「直接に自分の利益になる」わけではない。誤解を恐れずに言えばむしろ「相手（≒受け手）」＝「その言語（アイヌ語や日本手話）の話者」の利益になると言える。この事自体重要な事である。しかし、より重要なのは、異言語を学ぶ事の目的・意義は、自他に関わらず直接的な利益ではなく、ことばの平等性、文化の平等性、そして言語相対論的な世界観を学ぶ事にある。実はこの事は、英語も含めてすべての異言語の学習に当てはまる事である。実利的な目的で異言語を学ぶ事が悪いという事ではない。異言語を学ぶには時間とお金がかかるので、実利的な目的がなければたやすく学べるものではない。だからこそ、実利的な目的を持たずに異言語を学ぶ事が重要なのであり、これらふたつの言語を学ぶ事に意味があるのである。

次のようにも言えるだろう。ことばを学ぶ事で得られるものは、実際上の利益とは関係なく、ことばの複雑さと多様性故の美しさを発見する喜びである。実はこれが言語論という授業で、実際に異言語を学んでもらうもっとも大きな理由なのであるが、これはある意味で言語学者あるいは言語学者的な感性の持ち主でなければ容易にリアリティーをもって感じられる事ではないように思えるし、この事だけではやはり授業で異言語を学ぶ理由づけには弱いので、受け手デザインについてもう少し検討が必要である。

いわゆる鑑賞を目的とした芸術作品とは異なり、特定の目的のためにデザインされた「道具」には、人がそれを使うが故にそこには人と道具との間に何らかの潜在的なコミュニケーションが存在する。また、様々な機器のインターフェースをはじめとして顕在的なコミュニケーションに関わるデザインも多い。さらに現代のデザイナーは、たんに物をデザインする事を超えて、社会の制度・システム・仕組みと言ってよいもの

もデザインするようになってきている。「受け手デザイン」の「受け手」を「使用者」と読み替える事には困難な点はないであろう。したがって、ことば、コミュニケーション、さらにはデザインする事一般にとって、「受け手デザイン」とりわけ「マイノリティーが受け手である場合の受け手デザイン」が重要であり、その意味でもデザインの学科に於いてマイノリティーを強く意識した教育が必要とされると考える^{註27}。

これが言語論にとってマイノリティーのことばが重要であると同時に、デザイン一般にとっても重要である理由である^{註28}。

3. 授業の構成との関わり

上述のようにアイヌ語と日本手話を学ぶ事は「言語論」という授業の根幹を為しているのであるが、以下では授業の構成をより詳細に紹介し、これに沿って若干具体的な説明と、述べ残した主題について補足したい。本文でポイントを落としているものがシラバスの記載内容である。尚、実際の授業の進行では幾つかの事情によりここで示すシラバスとは若干異なる順序、内容となった部分もあるが、小論の目的は授業実践の報告ではなく、「デザインを学ぶ学生にとっての言語論の授業は如何にあるべきか」の考察であるので、基本的にはシラバスの記載内容にしたがって論を進めていく。

3.1 「ことば」についての鳥瞰的なイメージを持つ

(第1回)「Language Awareness」とは、(第2回)「言語のはじまり：起源・発達」、(第3回)「言語とアイデンティティー：方言・危機言語」、(第4回)「言語は見られているか：スラングとその効用」、(第5回)「言語を広げたもの：文字言語・印刷」、(第6回)「心をゆさぶる言語：演劇・文学」。

ここでは、BBC制作の『言語の世界』という番組を用いて、ことばについてできるだけ広い範囲のトピックについて大枠的なイメージを持ってもらう事を目的とする。第2回の授業からアイヌ語と日本手話の学習をはじめており、各授業回の主題に相当する内容を、両言語のその回の内容から取り上げて解説する。

3.2 エスノメソドロジー・会話分析

(第7回)「会話を行為として観察・分析・考察・記述する」とはどのような事か。視覚障害のある人の歩行訓練場面の分析と、失語症のある人の日常生活場面の分析から考える。私達はことばを使って「何をしている」のか。(第8回)視覚障害のある人の歩行訓練場面の疑似体験。実習。(第9回)学生二人がペアとなって視覚を遮断した学生に遮断していない学生が学内の美術館で展示物の説明をする。実習。(第10回)第8回、第9回で撮影した動画データの分析、解説。

ここでは「会話を行為として観察・分析・考察・記述する」とはどのような事かを主題として、筆者の研究主題である「視覚障害のある人^{註29}の歩行訓練場面」「失語症のある人の日常生活場面」のデータも用いて、エスノメソドロジー・会話分析の概要を説明する(第7回)。そして、学生二人が対となって、視覚を遮断し白杖を持った学生に対して視覚を遮断していない学生が、歩行訓練士^{註30}の行なうように、ことばによって歩行をガイドするという実習を大学構内の屋外で行なう(第8回)。これは視覚を遮断した学生が視覚障害のある人の歩行の疑似的な体験をするのみならず、ガイドする側の学生にとっては歩行に必要な環境の情報を捨選択して、視覚がなくても分かる形にして、ことばによって伝えるという課題でもある。さらに、歩行訓練と同様に視覚を遮断した学生と視覚を遮断していない学生が対になり後者が前者に対して学内のミュージアム(美術館・博物館)で展示物の説明をするという実習も行なう。どちらの実習もワイヤレスマイクを付属したビデオカメラで録画する(第9回)。第10回の授業ではこの録画データをEMCAの方法で分析し解説する。

3.2.1 動的な受け手デザイン

視覚障害のある人は、身体的な意味でマイノリティーであるばかりでなく、コミュニケーションのチャンネル(経路)が目の見える人と異なるという意味で^{註31}アイヌとろう者と同様に言語論の授業の主題としてのマイノリティーである。どちらの実習も「受け手デザイン」の実践が求められる場面である。

さらに重要な事は、ことばや相互行為に於ける受け手デザインが基本的に「動的な」ものである事である。それはその参与者たちの間の実際のやりとり・相互行為の「中で」「達成」されるものだからである。

歩行訓練の場面に於いては、環境それ自体が歩行に伴って刻一刻と変化するし、訓練士役の学生は、障害のある人の役の学生が環境を適切に理解する事を協働的に達成し、適切に歩いているか、あるいは理解に何らかの問題があり適切に歩けていないかを判断しなければならないので、都度、自らの受け手デザインの仕方を変えていく必要がある。障害のある人の役の学生も、訓練士役の学生の説明、教示に何らかの問題を見出した時、即ち、自らの歩行に困難が生じた場合には、訓練士役の学生に対して質問をしたり自分の理解について確認をしたりする必要があり、その質問や確認をどのように行なうかも（訓練士役の学生を受け手とした）受け手デザインであり、これもまた刻一刻変えていく必要のあるものである。

ミュージアムでの実習も展示物の説明と理解という状況の中で歩行訓練と同じ参与者間の相互行為が見られ、それは動的なものである。このふたつの実習は「動的な受け手デザイン」の実践が求められる場面である。

デザイナーがデザイナーとしてそのデザインに関わる事の多い「道具（人工物 artifact）」は、人がそれを使う事によって、その形と時には機能に変化していくが、それは使用者が道具に与える変化であって、デザイナーあるいは道具の作り手が与える変化ではない。デザイナーや作り手の行なうデザインは、通常は静的な／固定したものとして与えられる。これに対してことばや相互行為のデザインは、上述のように本質的に動的なものである。

通常は静的／固定的と考えられる道具／物のデザインにも、使用者のみでなく、デザイナーも動的デザインを与える可能性を考える事、これが、この実習のデザイン学的な側面である^{註32}。

3.2.2 眼球中心主義

この実習に於いてデザイン学的に重要なふたつ目の側面は、ほとんどの現代社会に於いては社会全体のデザインが「眼球中心主義 oculacentrism」に陥っている事に気がつく事である。眼球中心主義とは、哲学上の議論では認識に於ける視覚の絶対的優位性とそれに対する反省である。現代の現実の社会では、哲学上の視覚の優位性を実際の社会が基盤とするために生じている、様々な領域での情報の表現・伝達方法の

「視覚化」の優位性とインターフェースデザインに於ける視覚の優位性を指すと言ってよい^{註33}。

「視覚化」の特徴は、平面化（二次元化）である。視覚の生物学的メカニズム（即ち、網膜のメカニズム）それ自体が平面化に基づいているが、近代に於ける高速大量印刷技術の普及、国民国家の成立に伴う国家語・標準語・公用語の成立による書記言語の使用の拡大と権威化、現代に於ける通信技術・情報技術の発展が、情報の表現・伝達方法およびインターフェースデザインの平面化をもたらした。書記言語（文字）^{註34}、写真、動画、コンピュータのモニター上の情報、携帯通信機器や自動販売機などのインターフェース等々おしなべて平面化されているものである。このような、眼球中心主義、視覚化、平面化が如何に視覚障害のある人にとって日常生活上の困難をもたらすか的一端を知り、その事を所謂ユニバーサルデザインについてリアリティーをもって具体的に考える事に役立てる事、これがこの実習の目的のひとつである。例えば、点字や触地図や点字ブロックや盲ろう者にとっての触手話や指点字は、眼球中心主義の社会の中で平面化したものを逆方向に立体化していったものであるという捉え方は、平面化という経路を使う事で理解しやすくなるだろう。

アイヌもろう者も社会の中で「見えない、見えにくく／見えづらくされている」マイノリティー^{註35}であるが、視覚障害のある人もまた様々な領域で社会から排除されている。そのひとつの例が、日本の美術系大学の教育プログラムに於いて視覚障害のある人は作り手としても受け手としても体系的に排除される傾向がある事である^{註36}。

大学教育に於けるこのような傾向と、ミュージアムに於ける視覚障害のある人に対する体系的排除は無関係ではないだろう。ミュージアムは視覚障害のある人のみならず、様々な人々を排除するデザインとなっている場合が多い。「五体満足」で、その地域のことばを使う大人」を対象にしまっている事が多いのである。様々な種類の障害のある人々、子供、お年寄り、異言語の話者等々が排除される可能性が高いのが実情であろう。そのような人々に対してミュージアムでは、その人々も展示を「見る」事ができるように様々な方策がとられている。しかし、眼球中心主義の観点からは、ミュージアムは何よりも「見る」事を中心にデザインされているので、視覚障害のある人は「体系的に」排除される傾

向がある。

この状況を改善するには、マイノリティーを意識しないデザインそのものと、そのデザインが作り出す社会的規範や価値や道徳がマイノリティーを体系的に社会から排除してしまう可能性を考える事ができるようにする事が必要である。

この実習で行なった「視覚障害のある人に対して展示物を説明する」という鑑賞方法は、視覚障害のある人の鑑賞方法のひとつのやり方に過ぎない。白鳥健二氏のように、目の見える人と美術館に行くが、展示物の説明を受けるのではなく展示物について自由に語る事が楽しいという鑑賞方法もあるし¹⁸⁾、イタリアのオメロ美術館^{註37)}のようにすべての展示品に触る事ができるようにするという方法もあり、日本のミュージアムでも触るという方法が取り入れられている^{註38)}。さらに広瀬浩二郎氏のようにミュージアムの研究者かつ実践者の立場から、「見常者」が触る事の意義も含めて、より積極的にかつ精力的に触れる事の実践をおしすすめている人もいる¹⁹⁾。

この実習でこの方法をとったのは、先ずは「受け手デザイン」の実践を体験してもらうためである。加えて、説明する側される側の両方の立場から、眼球中心主義の実態を具体的に理解するとともに、ことばの限界も体験する事が目的である。眼球中心主義について考える事で、視覚障害のある人にとって、延いては障害のある人や何らかの意味でマイノリティーの立場にある人にとって、デザインがどうあるべきかを具体的に考える事ができる。また逆に、眼球中心主義が現代社会のあるいはマイノリティーの人々にとっての現実であり、完全に否定する事はできない、あるいは、すべきものでもないならば、それをどのように活かしていくかも考える必要があるだろう。

補足的には、「相手に説明するために見る」という事は、それまで行なった事のない「見方」を体験する事にも繋がる。どちらの実習でも、「今まで見えていなかったものが見えた」「気づいていなかった事に気がついた」という報告があった。

3.2.3 ことばや相互行為の身体性

このふたつの実習の場面は、ことばや相互行為の身体性の問題も明らかにする。歩行訓練場面に於いては、まずは移動という身体運動がこの

活動の中心であり、それを支えるのがことばによる説明、教示である。そして視覚障害のある人の役の学生が、訓練士役の学生の説明・教示を適切に理解したかは、歩行が適切に行なわれているかいないかによって分かるし、歩行が適切に行なわれていない場合に理解にどのような問題があるのかもまさに歩行という身体運動によって分かる。さらに、すでに述べたように、障害のある人の役の学生も、訓練士役の学生の説明・教示に何らかの問題を見出した時、即ち、自らの歩行に困難が生じた場合には、訓練士役の学生に対して質問をしたり自分の理解について確認をしたりする必要があるが、この自らの歩行の困難の中に訓練士役の学生の説明、教示に何らかの問題を見出す事、これがことばや相互行為の身体性と言えるものである。

ミュージアムでも移動の問題は重要だが、ミュージアムの場合は、展示物の鑑賞・説明の場面に於いて、とりわけ彫刻などの立体造形の説明では、対象物の大きさや高さや形を、説明する側が説明を受ける側の手をとって、身振りによって説明する様子がしばしば見られた。さらに、説明を受ける側が自ら発話に伴う身振り（「このくらいの高さ？」「こんな感じ？」「こういう形？」など）によって対象物について、説明を確認する様子も見られた。これも極めて興味深い相互行為上の身体性の現われである。尚、前者のような、説明する側が相手の手をとるやり方は、視覚障害のある人が直接展示物に触れる事の代替手段とも言えるかもしれない。

ここで重要な事は、身体性がことばや相互行為と極めて強く結びついている事である。これは、多感覚様相性や多感覚性について議論する場合に、ことばや相互行為から身体性のみを切り離して議論する事は実りがない事を示している。

3.3 言語の階層性と言語学の下位分野

（第 11 回）言語の階層性. 音声学 1：国際音声字母.（第 12 回）音声学 2：音声学から見た言語の身体性.（第 13 回）音韻論. 音声と音素. etic と emic. 具体性と抽象性.（第 14 回）内部文法（形態論）1：形態素. 語とは何か.（第 15 回）内部文法（形態論）2：形態論的類型論.（第 16 回）外部文法（統語論）. 統語論的類型論. 対格言語と能格言語.（第 17 回）意味論, 語用論, 談話文法, 発話行為論.

ここではもっとも狭義のあるいは古典的な言語学の概念の説明を相対

的に多くの時間をかけて行なう。言語論に於いてもこれらの術語・概念体系、知識が基本となるからである。

キーとなる概念は言語構造の階層性、二重分節性、記号、「示すもの」と「示されるもの」の間の恣意性、音声と音素、etic と emic、内部文法と外部文法、形態素、形態論、語、統語論、類型論、対格と能格、意味論・語用論・談話文法である。すでに述べた「ことばの身体性」のうち聴覚言語については音声学の説明の中で丁寧に行なう。第17回の内容は、EMCAの考え方、とりわけ、行為と受け手デザインに関連が深いものと位置づけている。

3.4 ことばの変異と言語学の広がり

(第18回) 言語相対論. 認識人類学・言語人類学. (第19回) 言語の変化と変異. 歴史比較言語学. 対照言語学. 類型論. 言語の空間的変異: 方言学. (第20回) 言語の「社会的」変異: 社会言語学. 社会言語学の広がり: 多様性. 言語の選択. 言語政策. 言語計画. 言語管理. バイリンガリズム. 多言語社会. 言語社会. 言語混淆. 言語帝国主義. ジェンダー. (第21回) 言語学の広がり: 言語工学. ロボティクス. 人工知能学. 認知科学. 外国語教育. 言語教育. 継承語/繫生語教育. 言語病理学. 神経言語学. 言語障害学. コミュニケーション障害学. 言語発達学. 法言語学.

ここでは、ことばとことば以外の事柄の結びつき、および、ことばの変異を扱う。

言語相対論は、ことばと認知や文化の関係であり、アイヌ語と日本手話の学びに直接的にかつ深く関連する主題である(第18回)。ことばの時間的な変化を扱う学問としての歴史比較言語学 historical and comparative linguistics を紹介する。de Saussurによる通時変化の記述の偏重への批判から近代の共時言語学・記述言語学が生まれた事も重要である。また、歴史比較言語学が、ひとつの祖語からの派生した諸言語を比較 compare して変化のメカニズムを探求するので、ある意味でひとつの言語を扱うのに対して、ふたつの言語を対照 contrast して、そのふたつの言語の特徴を相対的に明らかにする対照言語学 contrastive linguistics と、できるだけ多くの言語を分類して、人間の言語の一般の特徴を明らかにしようとする類型論 typology について解説する。アイヌ語と日本手話について類型論的な解説を行なう。さらにことばの空間的変異を扱う分野として方言学について解説する(第19回)。ことばの社会的変異を扱う分野として社会言語学を扱う。なかでも、ことばの多

様性、言語政策、言語計画、言語管理、多言語社会、複言語社会、言語帝国主義の観点からアイヌ語と日本手話について社会言語学的な解説を行なう（第20回）。言語学の広がりとして、外国語教育、継承語／繫生語教育、法言語学などの応用的・実践的で比較的新しい言語学の領域とロボティクス、人工知能学、言語障害学、コミュニケーション障害学など実践的な隣接領域について解説する（第21回）。

3.5 マイノリティーとことばのデザイン

（第22回）コミュニケーション障害。ろう者。視覚障害のある人。盲ろう者。手話。点字。指点字。触手話。手話言語学。（第23回）災害と障害者。「3.11とろう者」のドキュメンタリー映画から考える。情報弱者。コミュニケーションのユニバーサルデザインとは何か。（第24回）マイノリティーの言語と文化。「地球上にある5000以上の言語の90%以上が消滅しつつある。何ができるのか。何をしなければならないか」。言語復興。ハワイ語の場合。日本の消滅の危機にある言語。アイヌ語、八重山語、与那国語、沖縄語、宮古語、奄美語、国頭語、八丈語、宮窪手話。（第25回）世界の消滅の危機にある言語。ウデヘ語。（第26回）やさしい日本語プロジェクト。減災のためのやさしい日本語。（第27回）日本語教育の中のやさしい日本語。障害者のためのやさしい日本語。ことばをデザインするとはどういう事か。（第28回）福祉言語学。

ここでは、アイヌ語と日本手話のマイノリティー性について、あらためて体系的に解説する。

コミュニケーション障害のうちの視覚と聴覚の障害、手話、点字、手話言語学について解説し（第22回）、災害時に於ける障害者の問題を、3.11のドキュメンタリー映画を題材に考える（第23回）。地球上各地の危機言語と日本の危機言語、言語復興の問題から言語のマイノリティー性について検討する（第24回、第25回）。「やさしい日本語」の基本的考え方、概要、実践的な運動などについて、災害時に於ける非日本語母語話者の「減災」のための（掲示など書記日本語を中心とした）「やさしい日本語」、「外国人」に対する日本語教育に於ける「やさしい日本語」、医療サービスの現場に於ける非日本語母語話者の患者に対する「やさしい日本語」、知的障害者のための「やさしい日本（スローコミュニケーション）」などの例によって解説する。これによってことばをデザインするとは具体的にどのような事なのかを検討する（第26回、第27回）。第28回では、徳川宗賢社会言語科学会初代会長が提唱した「福祉言語学」の概念のもとで第22回から第27回の内容を体系的に考察する。「福祉言語学」は、特定の福祉制度や場面に限定された理論ではな

く、言語学全般に適用されるべき倫理の問題として提起されたものであり、「言語論」の中心的主題と軌を一にするものである。

3.6 デザインと言語

(第29回) 言語学. コミュニケーション学, 相互行為分析, 認知科学. (第30回) デザインと言語. デザイナーと言語. デザイン科学と言語.

最後の2回は、全体をまとめつつ、あらためてデザインする事とことばについて、とりわけ、デザイン可能性、受け手デザイン、受け手デザインに於けるマイノリティー性を中心に解説し議論する。

重要な事は、3.3 (第11回) 以降の内容は、すべて、アイヌ語と日本語の学習と、視覚障害に関わる実習に深く結びついている事である。

4. 結語

小論では、筆者が武蔵野美術大学基礎デザイン学科に於いて基礎デザイン学／デザイン科学を専門とする学生に対して行なった「言語論」という授業の思想と実際の構成を通して、より一般的な問題である「デザインとことば」の問題を、筆者の専門領域である言語学とEMCAの立場から検討した。小論で扱うデザインとは、何らかの特定の領域のデザインではなく、あらゆる領域に於けるあらゆる人々のためのあらゆるデザインである。そのようなデザインのための基礎科学／実践的科学が、基礎デザイン学あるいはデザイン科学である。

ことばがどのようなものであるかを理解するために必要な事は、態度、方法論、知識である。態度とは「ことばを気にかける態度 language awareness」であり、方法論と知識の核は言語学である。方法論とは、母語であれ異言語であれ考察対象のことばを能動的に観察・分析・考察・記述し、それによって理解するための方法論である。この理解は、対象とした個別言語についての理解を超えて、ことば一般についての理解を目指すものである。知識は先ずはこの方法のための知識である。ことばを観察・分析・考察・記述するためには、常識的知識と並んで言語学の専門的知識が必要である。言語学を核としたひとつの理由である。

このための具体的な手段のひとつであり、この授業の特徴のひとつが、

アイヌ語と日本手話を学生に授業期間中継続的に学んでもらうという事である。その理由は、①ことばについて能動のかつ具体的に考える習慣をつけるという実践を行なう。②アイヌ語とアイヌ文化、日本手話とろう文化の関係からことばと文化の関係を考える。③手話言語＝視覚言語＝空間言語の空間性と聴覚言語であるアイヌ語の音声システムから「ことばの身体性」について考える。④経験的事実としてのことばの構造的平等性と倫理的平等性（言語権）について考える。⑤「言語記号の第二次の恣意性」としての「言語相対論」について考える。⑥マイノリティーのことばという観点からアイヌ語と日本手話について考え、ここからことばとデザインの「受け手デザイン」さらに「デザイン可能性 designability」について考える、ということである。

この授業のもうひとつの特徴は、「視覚障害のある人との歩行訓練の場面と、ミュージアムでの鑑賞の場面に於いて、視覚を遮断した学生に対して遮断していない学生が説明・教示する」という実習である。どちらも、視覚を遮断した学生が視覚障害のある人の歩行や展示物鑑賞の疑似的な体験をするのみならず、ガイドする／説明する側の学生にとっては、歩行／鑑賞に必要な環境や展示物の情報を取捨選択して、視覚がなくても分かる形にして、ことばによって伝えるという課題でもある。この課題に於いては、ことばや相互行為に於ける「受け手デザイン」が基本的に「動的な」ものである事が重要である。それはその参与者たちの間の実際のやりとり・相互行為に於いて刻一刻と変化していく環境の中で、そのやりとり・相互行為の「中で」「達成」されるものだからである。さらにこのようなことばや相互行為にとって本質的な「動的デザイン」を一般的なデザインに拡張する可能性も重要である。

この実習のふたつ目の重要な側面は、社会のデザインが「眼球中心主義」であることを意識化し、視覚障害のある人、延いてはより一般的にマイノリティーの立場にある人にとってデザインがどうあるべきかについて具体的に考えることである。

さらに、この実習では、歩行という場面では移動という身体運動がこの活動の中心であり、ミュージアムでの鑑賞という場面でも対象物の説明に於いて説明する側／される側双方の身振りが重要であることから、身体性がことばや相互行為と極めて強く結びついている事が明らかになる。このことは、多感覚様相性や多感覚性について議論する場合に、こ

とばや相互行為から身体性のみを切り離して議論する事は適切ではない事を示している。

小論に於けるデザインと言語という主題のキーワードは、「ことばを気にかける態度」「ことばと相互行為の身体性」「ことばの多様性と平等性」「言語相対論」「受け手デザイン」「動的受け手デザイン」「デザイン可能性」「眼球中心主義」「マイノリティー」である。

付記

本研究の一部は JSPS 科研費 24K05238 の助成を受けたものである。

註

註1：2025年度からの授業については後任の担当者と十分な検討を行なったのちに担当者が決定した。アイヌ語と日本手話の学習は授業回数（2024年度までは通年、2025年度からは1回2コマ連続で半期）や担当者の当該言語についての関わりなどの理由から行なっていないが、科目に対する基本的な考え方は継承されており、デザインと言語という概念がより明瞭になっているので、参考としてここに引用する。

武蔵野美術大学基礎デザイン学科 2025年度「言語論」シラバスより

・授業概要・カリキュラム上の位置づけ

日々の生活において私たちは何気なくことばを使用していますが、ことばは、それ自体、形と機能を持っており、デザインする事ができます。ことばはどのような形と機能を持っているのか、ことばにはどのような制約と自由度があるのか、そしてどのようにデザインする事ができるのか、以上のような問いから出発し、ことばの面からデザインを捉え直す事を試みます。

授業では、ことばの科学（言語学）の知見を学び、自分の周りのことばを観察することを通じてことばに対する微視的な視野と俯瞰的な視野の両方とその往還を養います。また、ディスカッションやワークショップなどを通じて、ことばの様々な側面をトピックに具体的なデザインを考える機会も作ります。

・授業方法

授業は2コマ連続です。1コマ目は、各回のトピックについて、講義を行います。2コマ目は、ディスカッションやワークショップなどを、グループワークを中心に展開します。トピックに基づき具体的な作品や表現の構想に繋げる機会も設けます。

・到達目標

ことばに関する様々な事例を観察、分析、考察し、また討論することを通じて、ことばについて積極的、能動的、微視的、俯瞰的に考える力を身に付け

ること、同時に、それを制作に活かす力を身に付けることを目標とします。

・授業計画

第一回「辞書のデザイン」：オリエンテーション、辞書学

第二回「コミュニケーションのデザイン」：ことばとコミュニケーション

第三回「声のデザイン」：音声学、音韻論

第四回「語のデザイン」：形態論

第五回「文のデザイン」：統語論

第六回「意味のデザイン」：意味論

第七回「話し方のデザイン」：語用論、会話分析

第八回「社会のデザイン」：社会言語学、言語の多様性 (1)、方言、危機言語

第九回「ことばのユニバーサルデザイン」：福祉言語、言語の多様性 (2)

第十回「日本語のデザイン」：やさしい日本語

第十一回「文字言語のデザイン」：文字論

第十二回「思考のデザイン」：認知言語学、言語人類学

第十三回「ことばとデザイン」：言語学とデザイン科学

註2：「言語」と「ことば」をどのように使い分けるかは難しい問題である。

小論では「言語」はシステムとしての言語を指す。この意味では de Saussure のラングに近い。「ことば」は母音・子音といった個々の分節音やアクセント・イントネーション・プロミネンスといったプロソディー（韻律）などの音声特徴（これらはしばしば方言や個人の特徴として語られる事がある）や、個々の語や個々の言い回しやシステム全体ではない部分的なものとして焦点化された個別の文法特徴や個々の文を指すが、これは繰り返し観察できる可能性があるもの、即ち、抽象的なものであり、de Saussure のパロールとは異なりラングの一部である。「言語」はおおよそ英語の language に相当し、「ことば」は speech あるいは words に相当する。「言語」が学術用語的であるのに対して、「ことば」はより一般的な語であるが、language と speech/words にも同様のニュアンスがあるようである。「言語」が学術用語的であるが故に抽象的なシステムとしての言語を指すのに対して、「ことば」はより一般的な語であるが故に上述のような言語にまつわる具体的で様々な現象を指す。

小論では、「言語」と「ことば」の両者を指す場合には、表記の煩雑さを避けるためにとくに大きな誤解が生じないと考える限りは「ことば」と書く。上述のように「ことば」がより広い意味範囲を持つ語だからである。とくに、広い意味での「ことば」ではなく何らかの意味でより狭い意味での「言語」を指す場合には、「言語」と書く。但し、引用したシラバスに於ける『BBC 言語の世界』については元の表記どおり「言語」としてある。

「ことば」は「花ことば」「社長のことば」「仏陀のことば」「神のことば」「愛のことば」などのことばの中身、さらには「鳥のことば」「クジラのコ

とば」「ダンスのことば」など言語学に於ける言語・ことば以外の事柄を指す場合がある。「広い意味での言語論」をこのような様々な対象を扱う「ことば論」として考える事も可能だが、筆者はこの方向性はとらなかった。「広い意味での言語論」といってもやはりその核には「言語」を据えたかった。上述の様々な「ことば」について論じて「言語・ことば」の理解には資する事がないと考えるからである。類人猿のコミュニケーションシステムの研究が人間の「言語」や文化の研究に資するとする研究者がいるし、最近では「動物言語学」という学問を提唱する研究者もいるが、これらはエソロジー（動物行動学）としてのコミュニケーションの研究としては極めて優れていると考えるが、人間の「言語」の研究に資するところがあるとは筆者は考えない。「動物言語学」のような言い方は、エソロジーと言語学の双方にとって混乱をもたらすものであって研究上の利得があるとは考えられない。

上述のような「ことば」あるいはパロールの累積が言語であるとする立場もある。所謂、「用法基盤言語学」の一部がそうであろうし、現在の「大規模言語モデル」型の人工知能はまさに「ことば」あるいはパロールの累積に依存している。しかし、小論では基本的に言語を抽象的なシステムと考える立場、即ち、de Saussure の立場をとる。

小論を読まれた読者は、小論での「言語」と「ことば」の使い分けは、実はそれほどには明確ではなく、「揺れ」があると考える方もいるであろう。確かに揺れている。その事自体が、このふたつの語あるいは概念、延いては、言語やことば自体の複雑さ、言語やことばを考える事の難しさを示しているのである。

註3：これ以降 interaction の訳語は「相互行為」としていく。interaction の訳語には「相互作用」もあるが、小論の脈絡では「作用」は適切ではない。筆者の学問的な立ち位置である EMCA では行為 action を研究の対象とする事と、因果論的な説明は行なわない事から「作用」という表現は適切ではないからである。

註4：但し、小論では de Saussure の semiology（記号学）の立場をとっている。

註5：母語以外の言語が必ずしも「外国語」とは限らない。例えば、日本に於ける「アイヌ語」「日本手話」「琉球語族の諸言語」は所謂「日本語」とは明らかに異なる言語であるが明らかに「外国語」ではない。また、言語という単位・概念と国という単位・概念はほとんどの場合一致しないので、この意味でも「外国」語という表現は適切ではない。さらに、所謂「方言」もひとつの独立した言語であるので、即ち、方言どうしはそれぞれが異なる言語であるとも考えられるので、この意味でも「外国語」という表現は適切ではない。それ故に一般的な表現ではないが「異言語」という表現を用いる。より一般的な表現である「異文化」という表現を参照したもので

ある。

註6：小論では「日本手話」を日本で使われている手話言語諸方言の総称として用いている（但し、愛媛県今治市宮窪町宮窪地区で使われている宮窪手話のように日本では日本手話以外の手話言語も使われている事は記しておくべき事である）。日本手話は、語や文のような「かたち」の面でも所謂意味の面でも、日本語とはまったく異なる、日本語とは別の独立した言語である。

手話言語は、言語学とりわけ手話言語学では「視覚言語 visual language」とも呼ばれる。本文で述べているように、手話言語は手の形・位置・動きの組み合わせと顔面の主に眉、目、口の形と動き、さらに上半身の形と動きによって表出されるので、入力感覚様相 modality は視覚となるからである。これに対して音声の出力による言語の入力感覚様相は聴覚であるので、筆者はこれを「聴覚言語 auditory language」と呼んでいる。視覚言語が手話学、言語学、ろう者のコミュニティーなどでは一般的な名称であるのに対して、聴覚言語は筆者の造語であるが、妥当な名称であると考えている。

聴覚言語は視覚言語と対比的に「音声言語」と呼ばれる事が多いが、「音声」は入力ではなく出力であるので、この名称は入力感覚様相に基づいて名付けられている「視覚言語」との整合性に欠ける。また、「音声言語」は聴覚言語の下位区分として、「媒体」による区別に基づいて「書記言語／文字言語」と対比的に使われる事もあり、用語系として混乱を招く恐れもある。つまり、「音声言語」と「書記言語／文字言語」の対比的な区別は聴覚言語にのみ適用される区別である。「視覚言語」を「聴覚言語」のように二次元（平面）に固定する（聴覚言語に於ける国際音声字母のような学術的な特殊な書記方法ではない）実用的な手段は現状では開発されていないが、視覚言語の言語学的記述や教科書などでは（聴覚言語に翻訳したものではなく視覚言語として）文字を用いて記す事もあるので、聴覚言語と視覚言語に共通の用語系を考えるならば、「媒体」ではなく「言語」としてより本質的である」という基準による「一次的言語」「二次的言語」という用語がふさわしいだろう。媒体による区別に基づいて視覚言語と聴覚言語に共通の下位区分の名称を考えるなら、「書記言語・非書記言語」と表現するしかない（この表現方法には書記言語の方が優れているような誤解を与える可能性もあるのでその点については気をつけなければならない）。さらに、「話しことば」「書きことば」という区別もあり、この用語も媒体による区別と文体による区別のどちらなのか曖昧であるので、筆者はこの用語は広い意味での文体による区別に限定すべきと考えている。この区別は視覚言語と聴覚言語の両方に適用可能である。

デザインの分野に於いても「ビジュアルランゲージ」という概念、領域

があり、入力感覚様相が視覚であるという点に於いては手話言語と共通している側面があるが、小論に於いてはこの二者の関係は入力感覚様相の同一性のみにとどめておきたい。

また、キーボードやスマートホンの画面などから入力することばについて「打ちことば」という区分も提唱されており、これについても筆者なりの考えがあるが、それについては別の機会としたい。

註7：小論では「アイヌ語」をアイヌ語諸方言の総称として用いている。当該の「アイヌ語講座」では基本的に毎年異なる方言のアイヌ語が教えられている。ひとつの方言が「標準アイヌ語」のような形で権威を持つ事を避けるためである。この事は少数言語に関する言語政策、言語計画、言語管理に於いて重要な事である。

註8：内部文法と外部文法は、エスキモー語ユピック方言を専門とする宮岡伯人が東京外国語大学大学院でのエスキモー語の演習の授業で紹介した用語である。エスキモー語は類型論的には複統合タイプとされ、ひとつの語が極めて多くの形態素から成る。エスキモー語では、他の種類の言語では文で表わされる内容がひとつの語に「詰め込まれる」ので、語内部の形態素の配列規則が、他のタイプの言語の文内部の配列規則に相当する事から、通常形態論と呼ばれるものを内部文法と呼ぶ。小論では複統合タイプ以外の言語についてもこの用語を用いている。外部文法は、この内部文法という概念に対応するものである。因みに、日本語では、所謂用言が体言に比べて内部文法が豊かである傾向がある。

註9：視覚言語の空間性が顕著に見られるもうひとつの例は、手話ポエムと言われる視覚言語に於ける芸術の一形式である。これは、基本的には言語としての視覚言語の音声・音韻・内部文法（形態論）・語彙・外部文法（統語論）・意味などの言語システムに基づいているものであり、身振りや踊りとは異なったものであるが、「通常の」視覚言語よりもより表現形式に於ける自由度が高く、したがって相対的に恣意性が低い。詩という表現形式に於いて形式の自由度が高い事は聴覚言語に於いても同様である。その端的な例のひとつはロシアフォルマリズムの運動であり、R. ヤコブソンは「言語学と詩学」⁴⁾に於いてロシアフォルマリズムの詩を考察している。ヤコブソンは、当該論文の中で言語のむっつの構成要素のうちメッセージ（ここで言うメッセージとは「形式」の事である。ヤコブソンの用語体系ではメッセージは内容ではなく形式である事は重要である）に対応する機能として、これを詩的機能 poetic function としている。詩的機能は所謂詩に限ったものではなく、ことばのあらゆる面に現れるものである。即ち、これは、後述の「ことばに於けるかたちのデザイン」の例でもある。

註10：この前提ないし学問上の信念を言語学者は共有している（と筆者は信じていた）が、言語学者以外には必ずしも共有されていない。少なくとも、

理屈では分かっているが実践面では実行されていない。日本に於いても、アイヌ語、日本手話、琉球語族の諸言語をはじめ、その他膨大な数の異言語の言語権が十分に保障されているとはまったく言えないし、日本語諸方言の言語権もまったく保障されていない。言語権はたんなる理念ではなく、言語政策、言語計画、言語管理の具体的な問題として扱わなければならないし、教育、政治、経済、文化、出版、放送、インターネットなどの様々な領域で実践されなければならない権利の保障である。

註 11：小論では「日本語」を日琉語族のうち日本語族に属する諸言語・諸方言の総称として用いている。所謂「標準語（標準日本語）」ではない。

註 12：「現代の日本で比較的よく知られている幾つかのヨーロッパの言語」とは、例えば、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語等々をイメージしている。ヨーロッパという地域で使われている言語は特定の国家で国家語、公用語とされている言語の他にも非常に多くの言語、方言がある。これらは印欧語族の言語であるが、その中の構造的差異（類型論的差異）は非常に多様である。また、ヨーロッパという地域で使われている言語には印欧語族以外の言語（ハンガリー語、フィンランド語、コーカサス諸語等）もありそれらの構造も多様である。

註 13：小論では「中国語」を中国語諸方言の総称として用いている。

註 14：小論では「朝鮮語」を朝鮮語族の諸言語・諸方言の総称として用いている。

註 15：構造的特徴の詳細についての説明は小論の範囲を超える。日本手話については、手話文法研究室 <http://slling.net/wp/>（以降最終閲覧日はすべて2026.01.30）、岡・赤堀（2011）⁵⁾、松岡（2015）⁶⁾、松岡・内堀（2023）⁷⁾、アイヌ語については、田村（1988）⁸⁾、中川（2024）⁹⁾を参照されたい。

註 16：構造面の平等性は、厳密には構造面の多様性 diversity に基づいた考え方である。すでに消滅して文献資料のみが残っている言語も含めて、地球上のすべての言語は、その階層や様々な側面、即ち、音声・音韻・内部文法（形態論）・語彙・外部文法（統語論）・意味・談話・情報・語用・会話の進め方等々の構造すべてに於いて多様性を持っている。この多様性故の平等性である。言語の多様性の重要性は生物多様性の重要性と同じであるとされる¹⁰⁾。

註 17：日本語の劣った亜種であるとの誤解とは、例えば「日本手話は日本語を手によって表わすものであり、語彙と文法は日本語と同一であるが、語彙も文法も不十分な、不完全なことばである」といった言説である。このような言説に基づいて、日本のろう教育の現場では近年に至るまで口話主義教育が行なわれてきたし（その影響は今日でも根強く残っている）、「ろう者とは筆談をすれば十分にコミュニケーションができる」という誤解の原因でもある。また、現在でも医師が人工内耳の手術を奨める際にこのよ

うな言説が根拠とされる事があるという。

このような誤解の原因のひとつは、「日本語対应手話」あるいは「手指日本語」と呼ばれる、まさに、「日本語を手によって表わす語彙と文法は日本語と同一であるコミュニケーション手段」と日本手話の区別が困難である事がある。「日本語対应手話」は中途失聴者にとっては重要なコミュニケーション手段であり、一概に否定されるべきものではないが、日本手話に対する誤解を生んでいる事は間違いない。

ここでは、「日本語対应手話」を言語ではなくコミュニケーション手段と書いたが、それは筆談や視覚障害のある人の使う点字を独立した言語と呼ばないと類似の理由である。しかし、ろう者の中にも日常的に日本語対应手話を使う人もいるし、日本手話と日本語対应手話の両方を使う人もいる。日本語対应手話を「言語ではない」と言い切ってしまうてよいのかは、個人の言語権の問題とも関係する複雑で難しい問題である。

手話言語への誤解と抑圧については、例えば、金澤 (2013)¹¹⁾を参照されたい。

註 18:「日本」で使われている少数言語、とりわけ「消滅の危機にある言語」はアイヌ語の他に、八重山語、与那国語、沖縄語、宮古語、奄美語、国頭語、八丈語、宮窪手話そして日琉語族の諸方言があるが、授業では、日本語との構造面の違いの「距離」と講座や教材への学生のアクセスの容易さから「アイヌ語」を選んだ。

註 19:「言語外現実」「世界」は、形態素体系・語彙体系の中で主に名詞類によって表現されるような物理的・具体的な物のみを指すわけではない。名詞類の中でも「女」「妹」「子供」のような人の範疇、「ここ」「そこ」「あそこ」「特定の場所の名前」のような場所の範疇、「今」「昨日」「夜」のような時の範疇、あるいは極めて抽象的な概念である「愛」「正義」、形容詞類で表現される「大きい」「美しい」、副詞類で表現される「極めて」「いつも」、時制、相、態、数といった文法範疇等々、言語は「世界」の極めて広大な領域を表現する事が可能である(精確には言語が表現する結果としての世界が広大なのだが)。したがって、「切り取る」「分節する」はあくまでも比喩的な表現である。これらの語には連続したものを分けるといイメージがあるが、上述のように形態素や語で表現される事柄は必ずしも連続しているものから分けられたものではない。むしろそうではないものの方が多いだろう。

文法範疇については次の事も重要である。言語相対論の議論では例として語彙が取り上げられる事が多い。語彙はたしかに重要だが、それでも語は当該の言語の一部であり、むしろ、言語の広い部分に関与する文法範疇の方が言語相対論にとってはより重要であると B.L. ウォーフは述べている¹²⁾。

註 20：「言語記号の第二次の恣意性」は、言語学者・文化人類学者の西江雅之が東京外国語大学での講義の中で紹介した用語法である。

言語学に於ける記号の説明では、(分かりやすさのために) 記号を語 (あるいは形態素) として説明する事が多いが、de Saussur 的な記号は、語や形態素のような「小さな」単位のみならず、句、節、文、談話 (あるいはテキスト) のような「大きな」単位をも含んだ概念である。この事は第一次、第二次の恣意性についても適用される事であり、したがって、言語相対論の範囲は語や形態素のレベルにとどまらない。

言語相対論は所謂「翻訳可能性」の問題に関わる事柄でもある。これには、「言語によって世界の分節化が異なるなら、即ち、言語によって意味の世界が異なるなら、言語間の翻訳は不可能である、少なくとも精確な翻訳は不可能である」という議論が含まれる。この議論には、「したがって異言語話者間の相互理解 (間主観的理解) は不可能である」というバージョンや、「実際に翻訳が可能なのだから言語相対論は間違っている」というバージョンもある。だが、言語相対論は翻訳の不可能性や困難さを示唆するものではない。その基盤となる第二次の恣意性の議論の中で、さらに、それを基礎づける第一次の恣意性の議論の対象となるのは、形態素や語の階層では当該の言語に於けるもっとも簡潔な「かたち」であり、語よりも上の階層では「日常的によく使われるかたち」である。日本語では「水」と「湯」というふたつの語が存在し、それは別のものとして日常的に扱われているのに対して、英語では「water」というひとつの語が存在し日常的に使われている (これは H_2O という化合物を日本語では「水」と「湯」、英語では「water」と表現しているのではない。もし、そうなら英語の方がより「科学的」と言えるだろう。実際にはそれぞれの言語にそれぞれの語の意味体系が存在し、一見「水+湯 = water」のように見えるだけである)。しかし、英語でも日本語の「湯」の意味の一部は「hot water」という「説明的な」かたちで表現できる。逆に、日本語でも例えば化学の実験という「非日常的な」特定の状況では「100 度の水」のようという事ができる (ここでは、化学の実験という状況が「水」と「湯」の区別をしないという説明を不要にしている)。言語相対論の議論の対象が当該の言語に於けるもっとも簡潔な「かたち」であり「日常的によく使われるかたち」であるとは、このような意味に於いてである。同様に文法範疇に関わる事柄 (例えば単数・双数・複数等の数という範疇) も、説明的に翻訳が可能である。

翻訳の困難さは確かに存在する。刑事事件の取り調べや法廷での通訳や、医療場面での翻訳やコミュニケーションの困難さは重大な問題である。しかし、それは、ことばや文化やその他の様々な事柄によるものであって言語相対論の議論とは別の事柄である。

法廷での通訳と医療場面での通訳については例えば次のサイト (PDF 文献) を参照されたい。

通訳人 <https://www.courts.go.jp/saiban/zinbutu/tuyakunin/index.html>

医療通訳の現状と課題 (厚生労働省) (PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000472213.pdf>

日本における医療通訳システムの進展と課題 (PDF)

https://iminseisaku.org/top/pdf/journal/008/008_193.pdf

外国人医療における医療通訳者の現状と課題 (PDF)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaih/27/4/27_387/_pdf

医療場面でのコミュニケーションの問題については以下のサイトを参照されたい。

医療×やさしい日本語 <https://easy-japanese.info/>

医療現場への「やさしい日本語」導入・普及事業

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/gaikokujintaiau/yasashiinhongo

註 21：このような制約がどのようなものかは、言語人類学の主題として研究されている。例えば、Levinson (2003)¹³⁾ を参照せよ。

註 22：かたちの制約は人間の比較的基本的な知覚・認知構造に関係するものである。例えば、視覚言語でも聴覚言語でも、「あるかたちは別のかたちと分けられなければならない」という弁別性という言語学的制約と、「かたちは一定の長さを超えてはならない」という記憶容量という認知的な制約が考えられる。

註 23：「かたち」とはまずは de Saussur 的な意味に於ける記号のふたつの側面である「示すもの」と「示されるもの」のうちの「示すもの」である。記号が「示すもの」と「示されるもの」のふたつから成り、「示すもの」は「かたち」であるが故にデザイン可能である事 (デザイン可能性 designability)、この事は重要である。

デザイン可能性は、向井周太郎が取り組んできた「具体詩 Konkrete Poesie」の基盤である事からも重要な概念である。

記号は、社会で共有されているという意味に於いて抽象的なもの、即ち、emic なものであるから、記号のふたつの構成要素である「示すもの」も「示されるもの」も emic なものである。したがって「示すもの」そのものをデザインする事はできないが、emic と etic の間には互いに互いを支え合っているという往復運動が存在するので、emic である「かたち」も個々の場面ごとで使われる etic な「かたち」に支えられている。個々の場面に於いてことばの「かたち」を使用者がその都度デザインする事によって、即ち etic な「かたち」を通して emic な「かたち」をデザインしているのである。

個々の場面での使用を通じてデザインが行なわれるという意味では、「示されるもの」である「意味」も実はデザイン可能である。意味のデザインはかたちのデザインと同様に使用を通じて行われる。但し、意味のデザインはかたちのデザインに比べて観察しにくいものではある。

ことばのかたちを変える事で意味そのものとは言えなくとも、ことばの働きを変える事は可能であり、その事で社会を変える事も可能である。この事は言語学が長年探求し実践もしてきた主題である。社会言語学の領域のひとつである批判的談話分析は、例えばコマーシャルのことばやことば以外の写真や絵や色などの表現に込められた差別や偏見や暴力を言語学の観点から暴き出し、その事によって実際に社会を変えようとしているし、ジェンダーに関する様々なことばもジェンダーの問題の解決のためにしばしば議論の俎上に載せられる。筆者の専門領域では、「失語症患者」か「失語症のある人」か、「視覚障害者」か「視覚障害のある人」では、その人への関わり方が著しく異なると考える。また、自身も全盲である広瀬浩二郎国立民族学博物館教授は、その多くの著書の中で「視覚障害のある人」を「触常者」と呼び、「視覚障害のない人」を「見常者」と呼んでいる。これは、広瀬の「触る」事への強い拘りを示している例であるが、そこには強いメッセージがあり、そのメッセージが社会を変えてゆく可能性を持っている。かたちのデザイン可能性とはこのような事である。

註 24：「資源」も EMCA の概念である。EMCA が探求しているのは、言語学とは異なり、言語形式の構造と機能ではなく、相互行為上の（社会的な意味での）行為 action である。この行為を構成するのが、ことばの様々な形式 composition とその連鎖 sequence 上の位置 position である。この形式と位置が EMCA に於ける「資源」である。これを「資源」と呼ぶのは EMCA の探求の対象が行為であって言語形式ではない事を端的に表わしている。

「受け手デザイン」の概念を EMCA に於ける概念から拡張することの妥当性には検討すべき点が大いにある。EMCA に於ける「受け手デザイン」は、本文で述べているように、相互行為の中で遍在する理解に関わる非意図的なメカニズムであり、「受け手のためになるデザイン」という意味ではない。本文の記述からは、それが小論の趣旨ではないが「受け手のためになる」という含意が若干感じられるかもしれない。ここでは、EMCA に於けるこの厳密な考え方を犠牲にして敢えてひとつの方向性を示している。

註 25：マジョリティーの都合に合わせたデザインの分かりやすい例としては、公共交通機関施設に於ける様々な表示方法、教育制度に於ける言語選択、入試システムでの言語選択や表現方法（例えば視覚障害のある受験者に対して点字や触図が使われるか否か、使われる場合、どのように使われるか。但しすべての視覚障害のある人が点字を使えるわけではないが）、「外国語」試験でのリスニング等々が挙げられる。情報保障については、例えば、あ

べ (2015)¹⁴) を参照されたい。

註 26：薩摩藩による琉球王国の侵略は 17 世紀に起きているし、和人による蝦夷地への進出は室町中期から戦国時代にかけて始まっていると言われていたが、ここでは問題をまずは「先住権」に関わる事柄として考えているので、近代国家としての大日本帝国およびその後の日本による征服と被征服者としての先住民の問題として、明治期以降としている。

註 27：道具のデザインについては、デザイン学では「受け手デザイン」と類似の考え方が User-centered Design や Human Centered Design として長い伝統を持っている。

また、ここに至って小論で即ち言語論で考えているマイノリティーは、アイヌとろう者のみではなく、様々な障害者を含む様々なマイノリティーすべてである事は明らかであろう。

註 28：「受け手デザイン」に関わる補足。

繰り返しになるが、拡張された受け手デザインの目的の一部は、受け手デザインを行なう事で、送り手の利益ではなく受け手の利益になる事をする事である（それが結果的に送り手の利益になる事もあるが、基本的な目的は受け手の利益である）。この事を繰り返すのは、この事と関連して、現代にはコミュニケーションについての重大な誤解があるからである。

現代ではコミュニケーションの典型的なイメージとしてプレゼンテーションを挙げるのは必ずしも間違っていないだろう。企業に於けるプレゼンテーションは、明らかに送り手の利益を目的にしているし、教育現場でのプレゼンテーションの授業も、良い成績が取れるという意味で送り手（つまり学生本人）の利益を目的にしている。ここで重要な事は、プレゼンテーションが日常のコミュニケーションと決定的に異なるのは、プレゼンテーションが一方的で一発勝負的である事である。日常のコミュニケーションの基盤としての会話の特徴は双方向的（相互行為的）である事と、双方向的であるが故に一発勝負ではなく、聞き手は聞き返しをする事が可能であり、送り手は言い直しをする事が可能である事である。この事は、双方向的で参加者の間のやりとりが可能であることが、人々の間の相互理解（間主観的理解）を可能にする基盤であるという点で極めて重要である。それ故に例えばこの論文のような、コミュニケーションの基盤である会話とは異なる手段に於いては、日常のコミュニケーションとは別のやり方が求められるのである。注意すべきは、このような書記言語はあくまでも二次的言語であり、決して（日常）会話より優れたものではないという事である。もちろん、保存性や伝達性などに於いて書記言語には書記言語の優れた特徴はあるが、だからと言ってすべての点に於いて書記言語が優れているわけではない。現代の多くの社会では、標準語・公用語・国家語のような言語が必ず書記言語を持ち、その書記言語が各種のメディアや

教育や科学や技術や法などの領域で使われる事で権威を持つので、書記言語の方が日常の会話で使われる非書記言語よりも優れているという信念が広く浸透している（例えば「口約束」ということばを考えてみよ）が、それは誤解である。「二次的言語（文字）の一次的言語（声）に対する優位性の誤謬」については出口（2024）¹⁵も参照していただきたい。

註 29：視覚障害には多様性がある。この実習では先天性の全盲を想定している。多様性については次を参照されたい。

<https://www.rehab.go.jp/hakodate/explain.php>

また、通常視覚障害とは区別されるが、色覚差別も小論の主題には重要な事柄である。例えば、徳川（2016）¹⁶を参照せよ。

註 30：歩行訓練士は視覚障害生活訓練等指導者とも呼ばれる民間の有資格者で、視覚障害のある人の歩行や生活全般の指導を行なう。歩行訓練の目的は、依頼者（視覚障害のある人）が新たな学校や勤め先にひとりで通えるようにする事や、新たな自宅の周辺をひとりで歩けるようにする事である。訓練は依頼者の障害の種類や程度、歩行技術の習得度、具体的な依頼内容、歩行環境などによって様々なやり方で行なわれるが、基本的には、環境の情報をことばによって伝える、状況に合わせた白杖の使い方や、横断歩道や踏切などの危険な場所での具体的な歩行方法の指導や練習などを行なう。実習は、環境の情報をことばによって伝える事に焦点化している。

註 31：ろう者の使うことばである視覚言語の場合と異なって、視覚障害のある人の使うことばは、目の見える人の使うことば、例えば「日本語」とまったく同じことばであると考えられる事が多い。しかし、視覚障害のある人の使うことばは、「日本語」と「日本手話」のようにまったく異なることばという事ではないが、まったく同じという事ではない。例えば、指示詞の遠称である「あ系列」の使用は、遠称であるが故に視覚情報と強く結びついているので、その使用に制限がある（頻度が少ない）ようである。考察の範囲を相互行為（≡コミュニケーション）のやり方にまで広げると、視覚障害のある人にとっての「今、ここ」の範囲が目に見える人に比べて狭い事や、指差しにはしばしば視線が伴うという理由によって視覚障害のある人は指差しによって対象物をポインティングする事が困難であるので、指差しによるポインティングの代わりに対象物に触るというやり方が筆者のデータから示されている¹⁷。視覚障害のある人とやりとりをする目の見える人もまたこのような事を踏まえて相互行為を行なっている。実習に於いて学生たちはこのような事をその場でその都度発見し、それに合わせて「動的な受け手デザイン」を行なっていかなければならない。

註 32：使い手は、道具を使用する環境や状況や目的や時には自分の癖等々に合わせて、道具そのものの形や配置を意図的／非意図的に変化させる事がしばしばある。さらに、デザイナーや作り手が意図しなかった使い方をす

る事で結果的に形や配置が変化する事がある。武蔵野美術大学の美術館・図書館の民俗資料室には膨大な量の貴重な民具のコレクションがあるが、それらは使い手の「日常生活での使い方」が刻まれているという意味でも貴重な資料である。

註 33：日常でのことばの中にも「見る」に関連する語は、「見上げる」「見当たる」「見誤る」「見出す」「見失う」「見落とす」「見苦しい」「見過ごす」「見捨てる」「見損なう」「見直す」「見逃す」「見渡す」「見通し」「見所」など数多くある。例は挙げないが同様の事は他の言語にも見られる。この事は、少なくとも認識上の眼球中心主義が近現代に始まったものではない事を示すだろう。

註 34：文字の多くはその初期では骨や陶器や石や粘土板などに凹状に「彫る」あるいはマヤ文字のように凸状に「彫る」事で記されていた。現代でも碑や印章などでは「彫る」事が行なわれている。しかしのちにおよそすべての文字体系が皮や紙の類に書かれるようになった事や、印章と印影の関係を見ればこれらの立体的なものもすべて平面化の一種である事は明らかである。

聴覚言語の場合、一次的言語である音声には、子音と母音から成る分節音と韻律 prosody という言語システムとしてのふたつの階層があり、さらには個人に属する特徴（性、身体の大きさ、年齢等々）や社会的な属性（ジェンダー、階層・階級、職業等々）がある。文字はこれらのうちの多くを捨て去って、ほとんどの場合は分節音のみ、言語によってはプロソディーのうちアクセントあるいはトーンのみを固定する。このように一次的言語の重要な要素を捨て去る事からも文字は二次的言語なのである。

視覚化によって欠落するものは当然ながら平面に変換できない空間的要素である。この事が空間言語という特質を持つ視覚言語の文字化が困難である大きな理由であろう。

註 35：マイノリティーが社会から「見えづらくされている」のは、どのマイノリティーの場合も、まずはそれがマジョリティーにとって都合が良いからであり、そのために意図的／非意図的にそのように社会のシステムがデザインされているからである。加えてそれぞれのマイノリティーに固有の理由もある。アイヌの場合は、同化政策とそれに伴う差別によって存在自体が不可視化されていった。ろう者の場合も、非常に強力な口話教育とそれに伴う視覚言語の剝奪によってそのマイノリティー性を不可視化されていった（「頑張れば聴者と同じように」）。これも一種の同化政策である。

註 36：教員個人の授業や研究や社会活動、ミュージアムの学芸員らによる企画などに於いての努力は少なからず行なわれているが、大学全体のカリキュラムとしては、依然として視覚障害のある人が排除される傾向がある事は間違いないだろう。

ユニバーサル・ミュージアムの取り組みについては以下も参照されたい。
開かれた博物館へー各地の博物館での取り組みの現状と、今後に向けてー (PDF)

https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://omnh.repo.nii.ac.jp/record/1513/files/18K01115_003_018.pdf&ved=2ahUKEwjajP2D-8iSAXVde_UHHfJHEVMQFnoECDAQAQ&usq=A0vVaw0KcgPxNx2I7uQZtBNUAbx2

「触るミュージアム」開設を目指して

<https://www5c.biglobe.ne.jp/obara/museum/museum01.htm>

註 37：オメロ美術館 <https://museoomero.it/en/>

註 38：日本点字図書館附属池田輝子記念ふれる博物館

<https://www.nittento.or.jp/about/fureru/index.html>

ふれる美術館・博物館まとめ

https://note.com/megane_kun/n/ne46665dee357

文献

- 1) 現代思想編集部『ろう文化』青土社, 2000.
- 2) 木村晴美『日本手話とろう文化：ろう者はストレンジャー』生活書院, 2007.
- 3) キャロル・パッデン (著), トム・ハンフリーズ (著), 森壮也 (翻訳), 森亜美 (翻訳)『新版「ろう文化」案内』明石書店, 2016.
- 4) ロマーン・ヤコブソン (著), 川本茂雄 (監修), 田村すゞ子他 (訳)「言語学と詩学」『一般言語学』みすず書房, 1973.
- 5) 岡典栄・赤堀仁美 (著), NPO 法人パイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター (編), 島村満里子 (イラスト)『文法が基礎からわかる日本手話のしくみ』大修館書店, 2011.
- 6) 松岡和美『日本手話で学ぶ 手話言語学の基礎』くろしお出版, 2015.
- 7) 松岡和美・内堀朝子 (編)『手話言語学のトピック：基礎から最前線へ』くろしお出版, 2023.
- 8) 田村すゞ子「アイヌ語」『言語学大辞典』第一巻, 三省堂, 1988.
- 9) 中川裕『アイヌ語広文典』白水社, 2024.
- 10) 宮岡伯人『言語人類学を学ぶ人のために』世界思想社, 1996.
- 11) 金澤貴之『手話の社会学』生活書院, 2013.
- 12) B.L. ウォーフ (著), 池上嘉彦 (翻訳)『言語・思考・現実』講談社学術文庫, 1993.
- 13) S.C. Levinson, *Space in Language and Cognition: Explorations in Cognitive Diversity (Language Culture and Cognition, Series Number 5)*, Cambridge University Press, 2003.

- 14) あべ・やすし『ことばのバリアフリー 情報保障とコミュニケーションの障害学』生活書院, 2015.
- 15) 出口顯『声と文字の人類学』NHK 出版, 2024.
- 16) 徳川直人『色覚差別と語りづらさの社会学』生活書院, 2016.
- 17) Nisisawa, HiroYuki, & Sakaida, R., Touching as pointing: How do persons with visual impairment achieve joint attention with sighted persons in Orientation and Mobility training? *Journal of Interactional Research in Communication Disorders*, 15(3), 195-225, 2025.
- 18) 川内有緒『目の見えない白鳥さんとアートを見にいく』集英社インターナショナル, 2021.
- 19) 広瀬浩二郎『ユニバーサル・ミュージアムから人類の未来へー「目に見えないもの」の精神史』雄山閣, 2025.